

日之影町移住者居住支援事業補助金

日之影町では、移住者の住宅を確保し定住促進につなげるため、移住者などが町内の空き家の購入又は改修、空き家の家財道具等処分、住宅新築、既存住宅の改修等を行う場合、予算の範囲内においてその費用の一部を補助します。

補助対象事業、補助率及び補助限度額

【必須条件】補助金の申請を行う年度内に事業が完了し、実績報告書の提出ができること。

事業	種類	補助対象者	補助対象事業等	補助率	補助限度額
1	空き家購入	移住者	生活の拠点として使用する空き家の購入費（土地含む） ※登記に係る手数料等は補助対象外	2/3	80万円
2	住宅新築	移住者	生活の拠点として使用する住宅を新たに建設するための費用	1/10	100万円
3	空き家改修	移住者又は所有者等	居住部分に係る機能回復又は設備改善のために必要な改修等工事で、対象工事費が30万円以上であるもの	2/3	80万円
4	既存住宅改修	移住者又は所有者等	移住者と新たに同居するため居住部分に係る機能回復又は設備改善のために必要な改修等工事で、対象工事費が30万円以上であるもの	1/2	50万円
加算措置	上記の事業1～4において、申請者が移住者で子育て世帯に該当する場合は、以下の加算措置があります。 ◆中学校修了前の同居する子の数 ・0～1人の場合 10万円 ・2人以上の場合 20万円 ただし、加算後の補助金額が補助対象経費を上回る場合は、補助対象経費を交付限度額とします。				
5	家財道具処分	移住者又は所有者等	空き家とその敷地内に残存する家財道具等の撤去・処分及び清掃並びに庭木の剪定、伐採、除草作業等を業者に委託した際の費用	2/3	15万円
6	移住奨励金	移住者	事業1～4のいずれにも該当しない者。ただし、住宅を賃貸借する場合に限る。	一律	10万円

【用語の定義】

- ・子育て世帯
「夫婦いづれかの年齢が40歳未満」又は「中学校修了前の養育する同居の子がいる」世帯をいう。
- ・子
子育て世帯における中学校修了前の養育する同居の子をいう。

【注意事項】

- ・この補助金の申請は、『同一申請者（世帯員を含む）』又は『同一物件』につき1回限りです。
- ・町内業者以外の者が施行する場合は、加算前の額に4分の3を乗じた額を補助金の額とします。
- ・補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。
- ・家財道具処分は、空き家情報バンクに登録されている空き家に限ります。

補助対象者

次の各要件をすべて満たすことが必要です。

【共通要件】

- 申請者及び世帯全員が住民税等を滞納していないこと
- 補助金の交付決定前に原則として事業着手していないこと
- 過去にこの補助金又は下記の補助金の交付を受けたことがないこと
 - ・日之影町移住定住奨励金（令和4年度まで施行）
 - ・日之影町住宅新築・リフォーム定住促進事業補助金（令和4年度まで施行）
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

【個別要件】

- ① 移住者（移住とは、本町に住民票を異動することをいう）
 - 町外から本町に移住する人又は移住後1年が経過していない人
 - ただし、以前本町の住民基本台帳に記録されていた人については、転入日の前3年間において本町の住民基本台帳に記録されていないこと
 - 補助金の交付を受けた日から引き続き町内に5年以上定住する人
 - 地域の慣習に従い、公民館活動等に参加し、地域住民と協調することができる人

※すべての種類の補助が利用可能です。

② 所有者等

- 個人が有する戸建ての空き家を賃貸等により提供する人
- 移住者が5年以上定住することを妨げない人

※『空き家改修』　『既存住宅改修』　『家財道具処分』の補助が利用可能です。

【補助金の返還】

以下のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還が生じます。

(1) 補助金の交付を受けた日から5年以内（「定住期間5年以内」という。）に

対象住宅を譲渡、転売、賃貸又は取り壊したとき。

(2) 定住期間5年以内に補助対象者が転出又は生活の本拠地を町外に移したとき。



補助金の申請を検討されている方は、必ず事前にご相談ください。

お問い合わせ先

日之影町役場地域振興課
人口減少対策係
☎ 0982-87-3801

